

## 春日井市都市利便増進協定認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条第1項に規定する都市利便増進協定（以下「協定」という。）の認定及び法第76条第1項に規定する協定の変更の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第74条の規定による協定の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、都市利便増進協定認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書面
- (3) 協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 協定の区域内の土地及び建築物の登記簿謄本並びにその一覧（所在地、面積、所有権者及びその他の権利者を記載した書面）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(変更の認定の申請)

第3条 法第76条第1項の規定による協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 変更後の協定書の写し
- (2) 協定の変更の理由を記載した書面
- (3) 変更後の協定の区域を示す図面

- (4) 申請者が協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 変更後の協定の区域内の土地及び建築物の登記簿謄本並びにその一覧（所在地、面積、所有権者及びその他の権利者を記載した書面）ただし、登記簿謄本については変更のないものを除く
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書  
（認定の通知）

第4条 市長は、第2条又は前条の認定をしたときは、都市利便増進協定認定通知書（第3号様式）又は都市利便増進協定変更認定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 氏 名

電 話

### 都市利便増進協定認定申請書

春日井市都市利便増進協定認定要綱第2条の規定により、都市利便増進協定の認定を申請します。

- 1 協定の名称
- 2 対象とする区域の地名及び地番
- 3 対象とする都市利便増進施設の種類
- 4 有効期間
- 5 添付書類

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 氏 名

電 話

### 都市利便増進協定変更認定申請書

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった に  
ついて、次のとおり協定の変更をしたいので、春日井市都市利便増進協定認定要  
綱第3条の規定により、変更の認定を申請します。

- 1 認定年月日
- 2 協定の名称
- 3 変更の内容
- 4 添付書類

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

都市利便増進協定認定通知書

年 月 日付けで認定申請のあった については、  
春日井市都市利便増進協定認定要綱第4条の規定により、次のとおり認定したの  
で通知します。

- 1 協定の名称
- 2 対象とする区域の地名及び地番
- 3 対象とする都市利便増進施設の種類
- 4 有効期間
- 5 特記事項

第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

都市利便増進協定変更認定通知書

年 月 日付けで変更認定申請のあった について  
は、春日井市都市利便増進協定認定要綱第4条の規定により、次のとおり認定した  
ので通知します。

- 1 協定の名称
- 2 変更の内容
- 3 特記事項